

6 福薬業発第 290 号  
令和 6 年 9 月 30 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 竹野 将行

**後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等について  
（労災保険、公害医療）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 30 日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日本薬剤師会  
業務部 医薬・保険課

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等について  
（公害医療、労災保険）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養関連通知等につきましては、令和 6 年 7 月 16 日付け日薬業発第 139 号等にてお知らせしたところです。

これに関連し、公害医療および労災保険における長期収載品の選定療養の取り扱いについては、いずれの補償も医療保険制度とは別に給付されるものであるため、今回の選定療養は対象外として整理すること（すなわち、「特別の料金」は徴収しない）を関係部局から確認を得ていたところですが、今般、労災保険については「特別の料金」を徴収するものであることの資料が、別添のとおり、厚生労働省ホームページに掲載されました（公害医療については、長期収載品の選定療養の対象外であり、「特別の料金」は徴収しません）。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、別添資料につきましては厚生労働省ホームページから入手できることを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災診療費算定基準の改定について（令和 6 年度）  
3 周知資料【労災保険における長期収載品の選定療養について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/rousai\\_shinryouhi/kaitei0604.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai_shinryouhi/kaitei0604.html)

（別添）

- ・ 2024 年 10 月からの労災保険における医薬品の自己負担について  
～ 長期収載品の選定療養～  
（厚生労働省都道府県労働局労働基準監督署作成）

# 2024年10月からの 労災保険における医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

## 2024年10月から以下の点が変更になります。

- 健康保険において長期収載品（※1）の処方等をする時は、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え「**特別の料金**」を徴収することとなりました。
- 労災診療費の算定は、労災診療費算定基準に基づいていますが、**院内で長期収載品を処方する場合**の「特別の料金」の計算方法は、労災保険の単価（12円または11円50銭）ではなく、健康保険と同様、**10円で計算すること**となりますので、ご注意ください。

なお、長期収載品の処方等にあって、**医療上の必要を認める場合**（※2）は、その理由を診療費請求内訳書の摘要欄に記載をお願いします。

### ※1 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことを呼びます。  
このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。  
健康保険の取り扱いや対象品目は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



厚生労働省ウェブサイト

### ※2 医療上の必要があると認められる場合

医師または歯科医師において、次のようなケースで、長期収載品の処方等または調剤をする医療上の必要があると判断する場合があります。

- ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異がある場合であって、その患者の疾病の治療のために必要な場合
- ② その患者が後発医薬品を使用した際に、副作用があったり、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと判断する場合であって、安全性の観点等から必要な場合
- ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されている場合
- ④ 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化できないなどの場合（単に剤形の好みという理由では認められません。この場合の判断は薬剤師が行うこともできます。）

このほか、流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を徴収する必要はありません。

## 「特別の料金」の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を、「特別の料金」として被災労働者から徴収します。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、特別の料金として徴収します。



※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えて徴収します。

※ 端数処理の関係などで、特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## 院内処方時の留意点

### ■ 「特別の料金」の計算

長期収載品を院内処方する際は、特別の料金の計算には、健康保険と同様の単価（10円）を用いることとなります。

### ■ 保険給付請求分の計算

医療機関が保険給付として請求する分は、労災保険の単価（12円または11円50銭）を使用して計算します。

## 計算例（院内処方時）

品名	薬価	後発医薬品 最高価格	長期収載品と後発医薬品の 価格差4分の1	保険外併用療養費の算出 に用いる価格
xx錠10mg	100.0	49.3	12.68 <b>[a]</b>	87.32 <b>[b]</b>

### ■ 特別の料金

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり  $12.68\text{円 [a]} \times 2\text{錠} = 25.36\text{円} \rightarrow 3\text{点}$
- ・ 30日分  $3\text{点} \times 30\text{日} = 90\text{点} \Rightarrow 90\text{点} \times 10\text{円} \times (1+0.1) = 990\text{円}$   
※消費税

### ■ 保険給付請求分

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり  $87.32\text{円 [b]} \times 2\text{錠} = 174.64\text{円} \rightarrow 17\text{点}$
- ・ 30日分  $17\text{点} \times 30\text{日} = 510\text{点}$   
 $\Rightarrow 510\text{点} \times 12\text{円 (または11円50銭)} = 6,120\text{円 (または5,865円)}$